

平成20年度
特別委員会調査研究結果報告書

議会基本条例検討特別委員会

平成21年4月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	2
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況と内容	3
4	調査研究結果	3
	条例（案）作成の主な流れ	4
	行政視察による調査	6
	全議員研修会の実施	7
5	提 言	8
6	おわりに	15

平成21年4月28日

豊田市議会議長
中根 大 様

議会基本条例検討特別委員会
委員長 梅 村 憲 夫

議会基本条例検討特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、平成20年5月15日の本会議において設置されて以来、豊田市まちづくり基本条例に規定する「議会の責務」及び「議員の責務」に基づき、議会運営の基本的な事柄について条例素案を検討することを目的に、豊田市議会にふさわしい条例素案について調査研究を行い、下記のとおり調査結果をまとめた。

その結果について報告する。

記

1 設置の経過

(1) 平成20年5月15日の本会議において設置され、次の11名が委員に選出された。

安藤康弘、梅村憲夫、大村義則、岡田耕一、加茂みきお、小島政直、清水俊雅、庄司 章、鈴木 章、光岡保之、八木哲也

(2) 同日開催の委員会において、委員長に梅村憲夫、副委員長に庄司章を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「豊田市まちづくり基本条例に規定する『議会の責務』及び『議員の責務』に基づき、議会運営の基本的な事柄について条例素案を検討する」を踏まえた、豊田市議会にふさわしい議会基本条例素案の作成について調査研究した。

◎参考：豊田市まちづくり基本条例抜粋

(議会の責務)

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

3 委員会開催状況と内容

	期 日	内 容
1	平成20年 5月15日(木)	・正副委員長互選
2	5月27日(火)	・調査研究テーマ、年間活動スケジュールの検討 ・全国の制定状況の把握
3	6月20日(金)	・調査研究テーマ、条例(案)の基本構成の検討
4	7月28日(月)	・条例(案)の基本構成の検討
5	8月18日(月)	・条例(案)の基本構成の検討
6	9月30日(火)	・条例(案)の基本構成の検討
7	10月10日(金)	・条例(案)の基本構成の検討 ・行政視察の実施時期の検討
8	11月 7日(金)	・条例(案)の基本構成及び骨子の検討 ・行政視察の調査事項の検討
9	12月 2日(火)	・条例の基本構成(案)及び条文(案)の検討 ・委員派遣の決定
10	12月26日(金)	・条例の条文(案)の検討 ・行政視察の調査事項の確認
	平成21年 1月14日(水) 15日(木)	行政視察 ・愛知県北名古屋市議会(議会基本条例全般) ・三重県議会(議会基本条例全般) ・三重県伊賀市議会(議会基本条例全般)
11	1月26日(月)	・行政視察に関する意見交換 ・条例の条文(案)の検討
12	2月 4日(水)	・条例の基本構成(案)及び条文(案)の検討 ・条例制定に関するスケジュールの検討
13	2月12日(木)	・条例の基本構成(案)及び条文(案)の検討 ・条例制定に関するスケジュールの確認
14	3月 3日(火)	・報告書の検討 ・条例(案)に対する意見募集の内容確認
15	4月24日(金)	・市民からの意見聴取結果の分析・確認 ・条例(案)及び報告書の最終確認

4 調査研究結果

条例(案)作成の主な流れ

条例(案)は、平成19年度議会課題検討特別委員会における議員提出議案提出に向けた取組に関する提言等を踏まえ、次の過程で作成した。

(1) 情報収集・現状把握

全国の地方議会の制定状況を定期的に情報収集し、現状の把握を行った。特に先進事例である三重県議会、伊賀市議会、栗山町議会の基本条例については、早くから基本構成及び内容の分析を行い、議会基本条例のイメージづくりに努めた。

なお、他の議会の事例を効果的かつ効率的に現状把握し内容分析を行うために、主要な規定項目を議会ごとに比較することができる表形式の資料を作成し、随時内容の更新を図った。

◎参考：全国の議会基本条例の制定状況（平成21年4月24日現在：議会事務局調べ）

1 都道府県議会	(23) 千葉県流山市議会（平成21年3月）
(1) 三重県議会（平成18年12月）	(24) 福岡県春日市議会（平成21年3月）
(2) 福島県議会（平成20年7月）	(25) 徳島県小松島市議会（平成21年3月）
(3) 岩手県議会（平成20年12月）	(26) 北海道三笠市議会（平成21年3月）
(4) 神奈川県議会（平成20年12月）	(27) 佐賀県佐賀市議会（平成21年3月）
(5) 大阪府議会（平成21年3月）	(28) 北海道名寄市議会（平成21年3月）
(6) 大分県議会（平成21年3月）	(29) 兵庫県朝来市議会（平成21年3月）
2 市議会	
(1) 三重県伊賀市議会（平成19年2月）	3 町村議会
(2) 岩手県一関市議会（平成19年6月）	(1) 北海道栗山町議会（平成18年5月）
(3) 島根県出雲市議会（平成19年11月）	(2) 神奈川県湯河原町議会（平成18年12月）
(4) 茨城県鉾田市議会（平成19年12月）	(3) 北海道今金町議会（平成19年5月）
(5) 京都府京丹後市議会（平成19年12月）	(4) 鳥取県南部町議会（平成19年12月）
(6) 愛知県北名古屋市長市議会（平成19年12月）	(5) 島根県邑南町議会（平成19年12月）
(7) 福島県会津若松市議会（平成20年6月）	(6) 北海道知内町議会（平成20年3月）
(8) 滋賀県東近江内市議会（平成20年9月）	(7) 山形県庄内町議会（平成20年3月）
(9) 鹿児島県薩摩川内市議会（平成20年9月）	(8) 宮城県松島町議会（平成20年3月）
(10) 千葉県松戸市議会（平成20年12月）	(9) 大阪府熊取町議会（平成20年3月）
(11) 大分県大分市議会（平成20年12月）	(10) 埼玉県ときがわ町議会（平成20年3月）
(12) 福岡県久留米市議会（平成20年12月）	(11) 神奈川県大井町議会（平成20年9月）
(13) 島根県松江市議会（平成20年12月）	(12) 福島県大玉村議会（平成20年9月）
(14) 長崎県大村市議会（平成20年12月）	(13) 徳島県北島町議会（平成20年12月）
(15) 静岡県菊川市議会（平成21年1月）	(14) 宮崎県高千穂町議会（平成21年3月）
(16) 埼玉県所沢市議会（平成21年2月）	(15) 秋田県藤里町議会（平成21年3月）
(17) 新潟県新発田市議会（平成21年2月）	(16) 北海道福島町議会（平成21年3月）
(18) 山口県山口市議会（平成21年3月）	(17) 鳥取県北栄町議会（平成21年3月）
(19) 栃木県栃木市議会（平成21年3月）	(18) 香川県宇多津町議会（平成21年3月）
(20) 長野県松本市議会（平成21年3月）	(19) 鹿児島県さつま町議会（平成21年3月）
(21) 埼玉県鶴ヶ島市議会（平成21年3月）	
(22) 静岡県島田市議会（平成21年3月）	

(2) 基本構成・骨子

全国の議会基本条例の現状把握に使用した規定項目比較資料をもとに、先進事例である三重県議会及び栗山町議会の基本条例の条文を組み込んだ資料を作成し、本市議会の基本条例に必要と考えられる項目の選定作業を行った。この作業を経て、条例の基本構成及び大まかな内容（骨子）の素案を作成した。

(3) 条文作成

基本構成及び骨子の内容を精査した上で、全国の議会基本条例を参考に具体的な条文（素案）を作成した。

(4) 検討状況の情報提供

条例の素案を公表する前に、議会報（平成20年12月定例会号）の特集ページを活用し、本特別委員会としての検討状況を市民に広く周知した。

(5) 事前確認・調整

法制執務の視点から、執行部（総務部庶務課法規担当）へ事前に確認・調整し、条例（案）と法令との適法性、整合性や執行部へ影響が生じる項目について、内容の精査を行った。

(6) 素案の作成・公表

事前確認・調整の結果を踏まえて、条文を修正し素案を作成した。素案は、議会報（平成21年3月定例会号）の特集ページ、市議会ホームページ等を活用して、平成21年3月から4月に渡って市民に公表し意見聴取を行った。

（結果（意見の概要及び意見に対する考え方）については、市議会ホームページにて公表予定）

◎参考：意見聴取結果

○提出件数：5件（19項目）

○主な意見

- ・ 条例制定後の各規定項目の具体的な運用について
- ・ 二元代表制について
- ・ 議会運営（一般質問）について
- ・ 政務調査費について
- ・ 議員の政治倫理について

(7) 素案の修正

素案の公表により提出された意見を参考に、再度執行部へ最終確認を行い、内容を修正した。

(8) 素案の完成

修正後の素案を本特別委員会にて最終確認し完成した。

■ 愛知県北名古屋市議会の取組（北名古屋市議会基本条例）

- (1) 条例の構成：10章18条（前文あり）
- (2) 条例制定の経緯
 - ・平成18年 8月：当時の議会運営委員長から議会事務局へ議会基本条例の素案作成を指示
 - ・平成18年11月：三重県議会、伊賀市議会及び栗山町議会の事例を参考にした素案が完成
 - ・平成19年 4月：全議員を構成員とする「議会改革推進協議会（任意の組織）」を設置（13回開催）
 - ・平成19年11月：議会基本条例素案に対するパブリックコメントを実施（10件）
 - ・平成19年12月：全会一致で可決
- (3) 条例の特徴
 - ・自治法に定めのない会派の定義及び役割の明確化
 - ・市民の意見を広く聴取し市議会活動等に反映させる市議会モニター制度の実施
 - ・質疑及び質問の論点整理のための反問権の付与
 - ・市長等の政策形成過程に関する事項の説明要求
 - ・議員相互間の自由討議を中心とした議会運営の明確化
- (4) 条例制定後の検討事項
 - ・市民の議会に対する関心度の向上策
 - ・市議会モニター制度の効果的な運営

■ 三重県議会の取組（三重県議会基本条例）

- (1) 条例の構成：10章28条（前文あり）
- (2) 条例制定の経緯
 - ・平成17年 5月：議会基本条例研究会を設置（研究会5回、講演会、学識経験者の意見聴取等を実施）
 - ・平成18年 4月：議会基本条例講演会を開催
 - ・平成18年 5月：議会基本条例検討会を設置（検討会11回、幹事会8回開催、学識経験者からの意見聴取等を実施）
 - ・平成18年 9月：議会基本条例素案に対するパブリックコメントを実施（3件）
 - ・平成18年10月：知事との意見交換会を開催
 - ・平成18年12月：全会一致にて可決
- (3) 条例の特徴
 - ・これまでの議会の歩みを踏まえた、議会の基本理念及び基本方針、議会運営及び議員の活動原則等の明確化
 - ・住民が自治体の長と議員をそれぞれ直接選挙するという二元代表制の明確化

- ・会派活動の明確化
 - ・議会が有する機能強化のための、附属機関、調査機関、検討会等の設置
 - ・議会改革推進会議の設置及び他の自治体議会との交流及び連携の推進
- (4) 条例制定後の検討事項
- ・条例全体の評価
 - ・最高規範性、反問権、議会と首長との協議の場等の検証

■ 伊賀市議会の取組（伊賀市議会基本条例）

- (1) 条例の構成：10章23条（前文あり）
- (2) 条例制定の経緯
- ・平成18年 5月：「議会のあり方検討委員会」が設置され、議会基本条例を始めとする3項目について議長から諮問
 - ・平成18年11月：議会基本条例に関する住民説明会を開催（市内6箇所）
 - ・平成18年12月：パブリックコメント実施（85件）
 - ・平成18年12月～平成19年1月：議員全員懇談会を7回開催し、答申案について検討
 - ・平成19年 2月：賛成多数にて可決
- (3) 条例の主な特徴
- ・市民との意見交換の場である議会報告会の設置
 - ・審議、論点の明確化のための反問権の付与
 - ・議会としての共通認識の醸成等のための政策討論会の設置
 - ・常任・特別委員会等による出前講座の実施
 - ・議案に対する議員の態度の公表
- (4) 条例制定後の検討事項
- ・議会報告会の効果的かつ効率的な運営

全議員研修会の実施

本市議会にふさわしい議会基本条例づくりへの気運を早期に高めるため、全議員を対象とした研修会を以下のとおり実施した。

- (1) 日 時：平成20年8月27日（水）午後2時から4時
- (2) 会 場：南71委員会室
- (3) 講 師：辻山幸宣氏（財団法人 地方自治総合研究所主任研究員）
- (4) 演 題：市民自治と議会の役割－議会基本条例の考え方－
- (5) 主な内容：議会と住民の共同意思との関係
議会基本条例と議会改革の方向性
（議会活動の透明性、政策立案・審議機能の強化、議員間の討議の強化等、規定項目のあり方）
先進事例の紹介（北海道栗山町議会基本条例）

5 提 言

【1】豊田市議会基本条例（案）

平成19年度議会課題検討特別委員会における議員提出議案提出に向けた取組に関する提言をもとに、本特別委員会の設置目的を踏まえて作成した条例（案）は以下のとおりとする。

豊田市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）

第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）

第4章 議会と市長等の関係（第8条～第11条）

第5章 議会機能の強化（第12条～第14条）

第6章 市民と議会の関係（第15条～第18条）

第7章 議員の政治倫理（第19条）

第8章 事務局機能の強化（第20条）

第9章 最高規範性（第21条）

第10章 補則（第22条）

附則

前 文

豊田市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、豊田市まちづくり基本条例に規定する議会及び議員の責務に基づき、市民の負託にこたえる責務を有している。

また、議会は、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、市政経営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められている。

近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。

このため、議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。

議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

◎本条例の制定に関する趣旨、背景等を明らかにしたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。

◎本条例制定の目的を明らかにしたものです。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

◎最高の意思決定機関としての議会の基本的な考えについて規定しています。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。

◎基本理念に基づいた、最高の意思決定機関としての議会の目指すべき方向について規定しています。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。

- 2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。
- 3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。
- 4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

◎ 市政全般の課題及び市民の多様な意見等を的確に把握することができる、市民の代表にふさわしい議員の活動原則及び説明責任について規定しています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。

◎本市議会の議会運営に重要な役割を果たしている会派について規定しています。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

◎合議制の機関である議会としての役割を果たすための、議会運営の原則について規定しています。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

◎合議制の機関である議会としての説明責任について規定しています。

第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

◎二元代表制における議会と市長等との関係について規定しています。

(確認の機会の付与)

第9条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその職員に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。

◎会議等の論点等を明確にするための、市長等に対する確認の機会の付与について規定しています。

(政策等の形成過程の説明要求)

第10条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

◎基本的な政策等の透明性を確保するための、形成過程の説明要求について規定しています。

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

◎市長等の事務の執行に対する議会の監視及び評価について規定しています。

第5章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

◎市長等の事務の執行に対する監視及び評価等における、議会機能の強化について規定しています。

(審査・調査活動等)

第13条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。

2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。

◎議会が持つ調査権及び専門的知見の活用について規定しています。

(政務調査費)

- 第14条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。
- 2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務調査費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。
- 3 政務調査費に関しては、別に条例で定めるところによる。

◎政務調査費の有効活用、適正な執行及び市民への説明責任について規定しています。

第6章 市民と議会の関係

(市民の議会活動への参画の確保)

- 第15条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用にも努めるものとする。

◎市民の議会活動への参画機会の確保及び参考人、公聴会制度等の活用について規定しています。

(広報広聴機能の充実)

- 第16条 議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

◎議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供について規定しています。

(委員会等の公開)

- 第17条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。

◎開かれた議会の推進するための、委員会等の公開について規定しています。

(議会活動に関する資料の公開)

- 第18条 議会は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

◎開かれた議会の推進するための、議会活動に関する資料の公開について規定しています。

第7章 議員の政治倫理

第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

◎議員が市民の負託にこたえるために求められる政治倫理について規定しています。

第8章 事務局機能の強化

第20条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。

◎議会事務局の補佐機能及び専門性の充実を図るための機能の強化について規定しています。

第9章 最高規範性

第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

◎議会の法体系における本条例の位置づけについて規定しています。

第10章 補則

(条例の見直し)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

◎本条例に関する必要に応じた見直し及び所要の措置について規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎参考： 議会関係例規の体系図



【2】今後の検討事項

条例の制定を契機として、議会の権能向上の視点から、条例（案）の中で位置づけた「二代表制」をより明確化し、一層推進していくことが必要である。

また、条例（案）の中で具体的な運用を図っていく項目を速やかに整理し、実効性を持たせていくことが同時に強く求められる。

これらを前提とした上で、議会として条例化（基本条例への規定の追加、又は別条例の制定）をふまえ、関係法令の整備状況や他の議会の動向に注視しながら、引き続き重点的に検討していくべきとした事項は以下のとおりである。

◆地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大

《参考》議会基本条例策定済みの54議会の状況（平成21年4月現在・事務局調べ）

○基本条例に規定→23議会 ○基本条例では規定せず別条例で規定→5議会

◆議員の政治倫理

《参考》議会基本条例策定済みの54議会の状況（平成21年4月現在・事務局調べ）

○基本条例に政治倫理に関する基本的事項を規定→48議会。うち、基本条例で「別に条例で定める」と規定し、別に政治倫理条例を制定している議会→22議会

6 おわりに

平成20年5月に特別委員会を設置して以来、1年間で条例（案）を作り上げることができたのは、何よりも委員の皆さんのご協力によるものであった。本市議会にふさわしい条例づくりに主眼を置いて、委員間で議論を十分尽くし到達点を見出してきた結果であり、ほとんどの規定項目について、委員全員の合意を得て進めることができた。ただし、十分な時間をかけることができなかった部分もあり、上記の検討事項や市民の議会活動への参画に関する具体的な方策など、答えを出し切れなかったことについては、次年度以降へ申し送ることとなった。

本市議会は、平成10年から議会活性化への取組の気運が高まり、その後、毎年特別委員会を設置し、市民に開かれたわかりやすい議会を目指して、これまで議会の活性化を行ってきた。今回の取組は、平成19年度議会課題検討特別委員会の提言を受けたもので、これまでの本市議会の活性化の集大成であり、議員の政策法務能力の向上のために取り組んだ、初の議員提出条例と理解している。

これを契機として、政策的な条例が議会から積極的に提案されるよう、議会のさらなる活性化を期待する。